



# 組合の要求で次々と実現



## 看護師の各種手当が改善

夜勤手当の大幅増額（2012年） 国立大附属病院では最高水準

準夜勤 2,900円 4,000円 日夜勤 6,800円 9,000円 深夜勤 3,300円 4,500円

看護師の各種手当の新設（2012年）

土日業務手当	最大で 3,000円 / 日
年末年始看護業務手当	最大で 10,000円 / 日
専門看護師手当	最大で 10,000円 / 月
認定看護師手当	最大で 3,000円 / 月
手術部看護業務手当	最大で 10,000円 / 月



(\*) 手当額は勤務時間等によって異なります。

## 看護師の仮眠環境が改善

仮眠用シーツが毎回交換されることになりました（2013年7月から）

仮眠用ベッドが新しくなりました（2014年度から）

病棟の仮眠用シーツを毎回交換するようよう要望して実現しました。これまでは週1回程度しか交換されていませんでしたので、大きな改善となりました。また仮眠ベッドの改善を要望していたのが実現しました。

## 組合は、安心して長く働き続けられる職場を目指して！活動しています

### サービス残業ゼロへ！

アンケートによると、少なくない人が、サービス残業があると回答していて、他人事ではありません。働いた時間全てについて、残業手当を支払うよう求めています。

### 有給休暇取得率UP！

病院で勤務する職員の年次有給休暇の取得日数は、他の部局よりも少ない傾向にあります。どの部局でも最低10日は取れるよう、計画的取得の推進など、有給休暇をとりやすい環境づくりを求めています。

### 研修参加の手当化

病院が「自己研鑽研修」扱いとしている研修についても、勤務時間外労働として手当を支払うように求めています。

### 各種手当の充実

血液浄化部、救急部に勤務する職員の手当、新人教育指導者の手当の新設を求めています。



私たちは、金沢大で働く人たちが、たすけあい、働く環境や給料をよくするために活動しています。

選挙運動などの政治的な活動への動員は一切ありませんし、役員等を無理にお願いすることはありません。

仲間は多いほど力になります。  
ぜひ組合にご加入ください。

組合に加入することで、不利益になることは一切ありません。（労働組合法第7条）

# 顧問弁護士による 無料法律相談が利用できます



無料相談の回数

1 案件 (お 1 人) につき  
2 回の相談 (各 30 分)

一人で悩まないでまずは気軽に組合事務所までご相談ください。法的な対応が必要な場合は、組合の顧問弁護士をご紹介します。相談には組合役員等が同行することも可能です (相談内容を第三者に口外することはありません)。



相談内容

職場の労働問題に  
関すること

一人一人の改善が、大学全体を働きやすい職場にすることにつながります。

- ・パワハラ、セクハラ、いじめ等を受けている。
- ・上司から不当に退職を迫られている。
- ・賃金の不払い (不払い残業等) がある。
- ・過労で倒れそうだ。

まずは組合事務所に気軽にご相談下さい。  
電話076-262-6009 角間内線 (81) 2105  
E-Mail : kanazawa@ku-union.org

## これまでも私たちの要望が実現しています

### 昇給抑制の緩和

国家公務員は2014年1月から55歳で昇給抑制が始まりましたが、金沢大学では

- 定年60歳の教職員 : 国より2歳延長で **57歳まで昇給**  
55歳超時で昇給抑制した場合より、約 15万円 の給与増
- 定年65歳の教員 : 国より5歳延長で **60歳まで昇給**  
55歳超時で昇給抑制した場合より、約 65万円 の給与増

組合員が多くなれば  
交渉力もより強まり、  
要求が実現する可能性が  
高くなります。  
ぜひ組合にご加入ください。

国家公務員は2014年1月より、標準評価 (良好) の場合、55歳で昇給がストップする制度になりました。しかし金沢大学では、組合の交渉の結果、昇給抑制年齢の延長が実現しました。他のほとんどの大学では、国と同様の昇給抑制措置をとっていますので、これは大きな成果です。

### 医療技術職員の任期が延長、常勤職員として採用 (2011年)

医療技術職員の任期が、最長で9年に延長されました。それまでは薬剤師5年、他の医療技術職員は3年任期 + 1回更新 (2年) = 5年任期でしたので、大きな改善となりました。しかし、2013年度より再び雇用の上限が5年と改悪されました。組合は引き続き雇用期限の撤廃を要求しています。

### 看護師が常勤職員として採用、医療技術職員の任期が延長

採用時は非常勤採用という状況の改善を求め、常勤採用が実現しました (2008年)。薬剤師の任期は5年に (2006年)、医療技術者の任期も最長で5年まで延長されました (2007年)。

### 超勤費の未払い分の支払いを実現 (2009年)

法人化以降も法人化前の基準で時間単価が計算されていた結果、新旧基準の差額分が未払いとなっていました。労基署に大学への指導を求めるなど粘り強く交渉した結果、未払い分が支払われることになりました。

